

社会福祉法人 サンタマリア会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日

2. 目標

100%に近い女性職場であり、家庭と職場の両立を図りながら、職員のモチベーションや作業効率の向上を目指し、有給休暇の取得率を60%以上にする。

3. 取組内容と実施時期

取組 1：有給休暇の取得を促進する。

- 令和4年 4月～ 法人内の各事業所の有給休暇の取得状況の分析を行う。
- 令和4年 10月～ 各事業所ごとの有給休暇の取得状況を周知する。
- 令和5年 4月～ 施設長が有給休暇を取得する。
- 令和5年 4月～ 各事業所の職員に有給休暇取得を促進する。（そのため雇用増を検討する）
- 令和6年 4月～ 長期勤務職員等には、アニバーサリー休暇制度の導入を検討する。

4. データ情報

- 令和3年度の事業所ごとの有給休暇取得率を統計した結果、法人全体では、50.1%の取得率であった。